

！おしえてー！

### 介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

#### Q お尋ねします…

ヘルパーさんに「留守の間に居室の掃除をして欲しい。」と言ったところ、「できません。」と言われました。

また、「庭の雑草をきれいにして欲しい。」と言ったところ、「できません。」と言われました。なぜですか。

#### A お答えします…

介護保険での訪問介護は、利用者の安全確認を図りながら行うことを基本としていますので、不在のときは、利用することはできません。

また、庭の草むしりについては、介護を必要とする人が、日常生活を営むために必要な行為とはいえないため、保険給付の対象となっておりません。詳しくは、福祉課または、担当のケアマネジャーへ相談してください。

☎福祉課 ☎820 - 5605

国民の皆さんの信頼にこたえ、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織、人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ



「日本年金機構」が1月1日からスタートし、社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

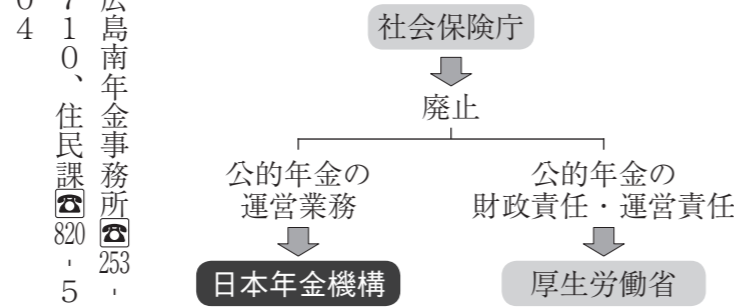
## 保険年金

変わりました。

●現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりましたが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

●日本年金機構の設立に伴い、国民の皆さんに何らかの手続きをしていただくことは一切ありませんので、ご安心ください。今後、各種の関係書類は、内容により、厚生労働省または日本年金機構の名称でご案内させていただきます。

1月1日から新たにスタートした「日本年金機構」



☎7710、住民課 ☎820・5604

☎253

## 子育て支援センター エンゼル通信



### ●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
15日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)
19日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
22日(金)	10:30	親子の関わり懇談会(福田宏子)
27日(水)	9:30	にこにこベビー(1歳~1歳5ヵ月)
2月3日(水)	9:30	ふわふわベビー(11ヵ月までの乳児、妊婦)

※毎月の予定表は、子育て支援センター、各公民館、図書館などに置いてあります。お気軽にお問い合わせください。

### ●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場所
13日(水)	9:30	東部地域健康センター
21日(木)		中央ふれあい館
2月10日(水)		東部地域健康センター

### ●おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)

「わたしがいて仲間がいる。出会いと集いの暖かい場」

- ・親子で一緒に遊べる場
- ・ほっと心がなごむ場
- ・出会いとつながりが嬉しい場
- ・情報があり社会とつながっている場
- ・何かをはじめ応援してくれる場

### ●オープンスペース「ほっとるーむ」

遊びと交流の場を開放しています。

- ・月~金曜日 13:00~15:30
- ・親子で自由に過ごせます。

※行事の都合で休みの日もあります。予定表を確認してお越しください。

※行事はいずれも11:30に終了予定です。

※月~金曜日の13:00~17:00は電話相談、個別相談(要予約)訪問相談(要予約)をお受けします。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503  
 開設日時(※年末年始、祝日除):月~金曜日9:30~17:00  
 (子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00)

広報「くまの」では、町民の皆さんのお宅に広報が届くまでの期間を考慮して、おおむね発行月の11日以降から翌月10日までの行事のお知らせを掲載しています。



### 平成22年度児童クラブ 入会申込のご案内

4月から児童クラブに入会(継続入会も含む)を希望する保護者は、入会の申し込み手続きを行ってください。



児童クラブとは  
 下校時(土曜日・夏休みなどは午前8時半)から午後6時までの間、児童の安全などを確保し、遊びを通じた健全育成活動を行います。

対保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童

¥3千円(月額)

※別に冷暖房費として、夏期(7、8月)および冬期(1、2月)に1千円(月額)

※活動費は別に必要

### 児童クラブの場所

児童クラブ名	設置場所
第一児童クラブ	第一小学校内の教室
第二児童クラブ	第二小学校児童クラブ室
第三児童クラブ	第三小学校内の教室
第四児童クラブ	第四放課後児童センター

申請について

▽申請書配布開始日:1月7日(木)

▽受付期間:1月12日(火)~29日(金)午前8時半~午後5時半(正午~午後1時、土日曜日を除く)に民生課へ申し込み

※継続入会については、各児童クラブで申請書を配布、受け付けます。

☎民生課 ☎820・5635



### 貸出する自転車など

区分	内容	
	幼児2人同乗自転車	自転車幼児用座席
貸出物	・幼児2人同乗基準適用自転車5台 ・ヘルメット	・自転車幼児用座席10台 ・ヘルメット
対象者の要件	・本町に住所を有し、現に居住している人 ・1~6歳未満の幼児を2人以上(一方が4歳未満)養育する人	・本町に住所を有し、現に居住している人 ・1~6歳未満の幼児を1人以上養育する人

「幼児2人同乗自転車」および「自転車幼児用座席」無料貸出事業の利用案内

町では、平成21年12月15日(火)から、子育て世帯の支援策の一環として、次のとおり「幼児2人同乗自転車」および「自転車幼児用座席」の無料貸出事業を始めました。

▽貸出期間  
 原則、対象者の要件を満たしている期間内で3ヵ月とします。ただし、貸出状況により更新することがあります。

### ▽申込受付方法

町が配布する申込書子育て支援センターまたは民生課に提出。(郵送も可) ※申込書は民生課、子育て支援センター、町内各保育所で配布しています。

☎民生課 ☎820・5635、  
 子育て支援センター ☎820・5502

